

令和元年12月定例会会議録

令和元年豊郷町議会12月定例会は、令和元年12月18日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	北 川 和 利
8 番	西 澤 博 一
9 番	鈴 木 勉 市
10 番	西 澤 清 正
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	中 山 圭 史
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹

産業振興課長	山田篤史
上下水道課長	森本智宏
教育次長	馬場貞子
社会教育課長	岡村浩孝

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長	山口昌和
書記	久保川真由美

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

- 議第66号 地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第67号 豊郷町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第68号 豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第69号 豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第70号 豊郷町下水道事業の設置等に関する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第71号 豊郷町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第72号 豊郷町下水道条例等の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第73号 豊郷町下水道維持管理基金条例を廃止する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第74号 豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第75号 豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技

- 術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第 7 6 号 令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第 4 号）
《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第 7 7 号 令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第 7 8 号 令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第 7 9 号 豊郷町特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例
の一部を改正する条例案
- 議第 8 0 号 豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議第 8 1 号 令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第 5 号）
- 議第 8 2 号 令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第 8 3 号 令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 8 4 号 令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 8 5 号 令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 8 6 号 令和元年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 委員会の閉会中の継続調査申し出について

（議会運営委員会）（総務産業建設常任委員会）
（文教民生常任委員会）（予算決算常任委員会）
（議会広報常任委員会）

河合議長 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですが、会議を開きます。これより12月定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

(午前8時55分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、前田広幸議員、6番、高橋直子議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うようよろしくお願いいたします。

それでは、高橋直子議員の質問を許します。

高橋議員 はい、議長。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、一般質問を始めさせていただきます。

町長にお聞きします。「どの子にも、保育を受ける権利がある」という立場で、公的保育の保障を。

「子どもの権利条約」の第18条の立場に立って、どの子にも安心して過ごせる居場所を保障することを求めます。日本は、当条約を批准しながらも、そのための予算を確保していないことで、世界の中で保育施策の大きな立ち遅れを来しています。そういう中において、町としての裁量で、幼稚園、保育園の待機児の解消を目指すことを求めて、以下を問います。

待機児解消のめどは立ちましたか。

2つ目、愛里保育園の保育室増設においては、今後どのように動くのでしょうか（補助金返還や用途変更手続など）

3つ目、幼稚園での預かり保育時間の延長を望む声がありますが、どうでしょうか。

4つ目、事故防止のためには、詰め込みによる質の低下は許されません。正規職員はもちろんですが、嘱託、臨時、支援員にも研修時間を保障するべきと考えますが、実態はいかがでしょうか。

町長と教育長にお尋ねします。豊かな学童保育を保障する対策を。

学童保育は、親が昼間働いていて家にいない小学生が、放課後や学校が休みの日に、安全に安心して過ごすことができる、毎日の遊びと生活の場所であります。

今年5月、自民党、公明党政権は、保護者や学童保育関係者の反対を押し切って「第9次地方分権一括法」を可決・成立させました。子供たちの豊かな育ちを保障するために、町としての裁量で学童保育の基準堅持と質の確保が求められていますが、以下、答弁をお願いします。

1つ、来年度の入所申し込み状況はいかがでしょうか。

2つ目、「4年生になると入れないかもしれない」「鍵っ子にするしかないのか」と、保護者の不安が広がっていますが、展望はどうでしょうか。

3つ目、指導員から相談や実態報告はどうなっていますか。指導員を、学童保育連盟が主催する学習会や全国大会などに派遣して、子どもと遊んだり、寄り添うための力量を高めたり、保護者とのかかわり方を学んでいただくことを提案しますが、いかがでしょうか。

4つ目、教育委員会として、専用施設整備について研究を重ねているとのことですが、具体化はどこまで進みましたか。

町長と教育長にお尋ねします。教育委員会を旧校舎群内に残すことについて。

役場庁舎の増改築案によると、教育委員会が2階に移動してくる構想となっていますが、以下の点が危惧されるので、答弁を。

1つ、現在、教育委員会は、旧校舎群内で立派に機能しているのではありませんか。

2つ目、役場職員が常駐していることで管理部門としての機能も果たしています。移動してしまえば、新たな管理部門が必要となり人件費が発生するのではないですか。

3つ目、旧校舎群は、災害時の重要避難拠点でもある。校舎群内の事情をよく知った職員が常駐していることが、非常時に的確な対応をとれることにつな

がると考えますが、いかがでしょうか。

町長にお尋ねします。大型宅地開発における町のかかわり方について。

1つ、町が大型宅地開発として認識している地域名と戸数の報告を。

2つ、町はどのようにかかわったのでしょうか。例えば、農業委員会における農地変更手続から自治会への説明、そして業者からの申請、また、自治会への加入手続などです。

3つ目、本来、開発業者が準備すべき集会所や公園が併設されていない実態をどう認識しておられますか。

4つ目、交通事情が大きく変わり、学童の通学路での安全確保が問題になっていますが、対策は。災害時の避難経路の確保が求められていますが、町としてはどう考えておられますか。

五つ目、自治会から、困った事例報告や、自治会運営などにおける相談件数は。解決した例、未解決例などで説明を求めます。

町長にお尋ねします。空き家対策の現状と対策は。

1つ、現時点での空き家数の報告を。

持ち主との協議が進んだり、今後の展望が生まれている件数は。逆に全く連絡がとれない件数は。

3つ目、隣地にある崩れそうな空き家から、台風や地震の際、屋根や物が飛んでこないか不安だ、屋根がわらやものが飛んでこないか不安だという声がありますが、町は把握していますか。不安解消のための対策はどう考えておられますか。

全国では、空き家対策としてさまざまな対応策をとっておられます。町としても研鑽を積んでいると思いますが、参考にしたい事例があれば、報告を求めます。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場教育次長。

教育次長 皆さん、おはようございます。

それでは、私の方から高橋議員のまず1つ目、「どの子にも保育を受ける権利がある」という立場で公的保育の保障を、のご質問にお答えをいたします。

まず、①につきましては、11月末日現在の待機児童は2名でございます。

②につきましては、用途変更手続方法などについて、県に問い合わせをしながら、施設をどのような使い方をすることが適切なのかを研究、検討の協議をしていこうとしているところでございます。

③につきましては、幼稚園での預かり保育の要望につきましては、現在のところは聞いておりません。しかし、急用等でバスの迎えに行けないなどのときは柔軟に対応しております。

④につきましては、子供を預かっている現場において事故等はあってはならないものです。希望する子供を希望する園に詰め込んで、保育の質が低下することは許されないこととございます。そのため、各園では、正職、嘱託、臨時を問わず研修を行っております。

引き続きまして、豊かな学童保育を保障する対策を、のご質問にお答えをいたします。

①の来年度の入所申し込みの状況は、につきましては、まだ行っておりません。

②の、4年生になると入れないかもしれないとの保護者の不安に対する展望につきましては、定数等もあり、保育園と同様、詰め込んで、学童保育の質が低下することは許されないと認識しておりますが、入所を希望される方については、できる限りかなえたいという思いはございます。

三つ目の、指導員からの相談や実態報告はどうなっているのかにつきましては、定期的にミーティングをしたり、現場へも出向いたりもしております。また、日々の出来事につきましては、毎日担当者との連携をとり、報告を受けております。

四つ目につきましては、今年度も秋に2名の指導員が資質向上研修に参加したり、今も支援員認定資格研修に参加したりしております。

五つ目につきましては、現段階としては現状での学童保育を行いながら、今後について検討を重ねていく状況とございます。

最後に、大型宅地開発における町のかかわり方についてのご質問で、教育委員会からは④の学童の通学路での安全確保対策についてお答えをいたします。

このご質問に関しましては、小学校では登校班別会議のときに下校指導を行い、児童と教員がともに危険箇所の確認をしております。また、PTA活動の一環として、地区懇談会のときに各字の危険箇所の把握を行ったり、夏季休業中等に、通学路安全点検を行ったりしております。中学校でも、通学路の清掃活動の機会を活用し、各字担当教員と生徒が確認を行っております。また、毎年秋に通学路安全推進会議におきまして、学校より提出されました危険箇所の合同点検を行い、必要な対策について関係機関で協議する場を設けているなどして、安全確保に努めております。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 おはようございます。

それでは、私からは教育委員会を旧校舎群内に残すことについてと、大型宅地開発における町のかかわり方の4番の一部、5番を答弁させていただきたいと思えます。

まず、教育委員会を旧校舎群に残すことにつきまして、いろいろと危惧される点、ご指摘をいただきました。それを全体的に答弁させていただきますが、本来、教育委員会、学校教育課は、昨今のいろいろな状況に応じまして、福祉担当課との関係性を、迅速な連携を持たなければならないというような事案がたくさん出てきておることから、内容を精査いたしましたところ、やはり本庁舎内での連携が必要ではないかということを考えております。やはりそういうことから、今後の管理につきましては現在までも携わっていただいております観光協会や図書館、また、引き続き警備会社へのお世話になりたいというふうなことを考えておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、大型宅地開発における町のかかわり方の件でございます。

まず、災害時の避難経路でございますけれども、現在、地域防災計画の改定を進めておるところでございます。来年度には防災マップの配布が行えるというふうに考えておりますので、今まで同様、対象住民の皆様には非常時における避難経路について、区長様等と連携をとりながら確認をしていきたいというふうに考えておる予定でございます。

続きまして、5番の自治会からの相談についてでございますけれども、現在のところ、2カ字から自治会加入についての相談を受けておるところでございます。町といたしましては開発業者の方への指導、また、住民の方の転入時の自治会加入についてのご紹介を通じまして、啓発推進をさせていただいているところでございます。自治会への未加入者の件につきましては、引き続き対象区長様との対応策について協議をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

地域整備課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の質問の、大型宅地開発における町のかかわり方についての1番と2番と3番をお答えします。

①の、町が大型宅地開発として認識している地域名と、戸数の報告を、についてお答えいたします。地域整備課としましては、安食南のニュータウン、そ

れと、これも安食南のナチュラルータウン、すいません、戸数なんですけども、安食南ニュータウンは52戸、ナチュラルータウンは50戸、サイレントタウン、これは沢なんですけども19戸、リーフタウン下枝26戸、カルミアタウン、これも下枝と沢ですけど、39戸と認識しております。

②の、町はどのようにかかわったのかについてお答えします。地域整備課としては、事前協議の段階で各関係課に照会し、あった意見を開発業者に通知しています。滋賀県警察、地元自治会、関西電力などの事前協議が完了した時点で、申請書を、豊郷町を經由して湖東土木事務所に送付しています。

3番の、本来開発業者が準備すべき集会所や公園が併設されていない実態をどのように認識しているかについては、都市計画法の第33条第2項で「開発区域の面積が3,000平米以上、5万平米未満の開発行為にあつては、開発区域の面積の合計が開発面積の3%以上の公園と緑地または広場が設けられていること」とあります。開発申請が出された分譲地は3%以上の公園が設置され、豊郷町に寄附されています。集会所については一開発の区域で50戸から150戸の場合は集会室が必要となりますが、集会場になりますと500戸から1,000戸の大規模な開発区域の設置のときに必要となりますので、豊郷町ではそのような開発がなかったということです。

以上です。

産業振興課長

議長。

河合議長

山田産業振興課長。

産業振興課長

高橋議員の②の、農業委員会におけるかかわりについては、農地転用の申請時に各農業関係者から意見書をいただいております。

以上です。

企画振興課長

議長。

河合議長

清水企画振興課長。

企画振興課長

それでは6番、高橋議員の空き家対策の現状と対策は、についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の件数ですが、平成30年度に各字区長さんに協力をいただいて調査したところ、132件になります。ただし、これにつきましては適正に管理されている空き家も含んだ数字ですので、直ちに危険な物件が132件あるというわけではございませんので、ご留意いただきたいと思います。

次に2点目ですが、現在、相談を受けている物件は約40件で、電話や文書の郵送で本人に連絡をしていますが、そのうち対応してもらえる物件は約3分の1で、残りの3分の2には高齢で資金的に余力がなく、やりたくてもできな

いとの回答がある物件や、相続放棄され誰も管理する者がいない物件など、対応に苦慮している物件も少なくないのが現状です。

次に3点目ですが、どこの物件のお話をされているのかがわからないのでお答えしにくいのですが、そういった情報が寄せられましたら、所有者に通知や電話をさせていただいて対処させていただいております。先日、日比野議員のご質問の際にも申し上げましたが、改めて具体的にご相談をいただければ、対応したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後に4点目ですが、国や県からの情報提供もありますし、直接、先進自治体にお話を聞きに行ったりもしております。物件によってケース・バイ・ケースとなりますので、全てが参考事例になると考えており、研さんに努めております。以上、よろしくお願ひします。

河合議長 高橋さん、再質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 まず、保育、教育関係についてお尋ねします。

私は6月議会、9月議会で、職員の待遇改善で、豊郷に保育士が働きにどんどん来てくれる。そういう環境をつくるのも大事だと伝えました。また今回は、とにかく豊郷の子供たちを、待機児がない状態ですこやかに育ててほしいという願ひのもとにこういう聞き方をしているんですけども、なんと11月末で2人というのは今年度のことですね。それでは来年度ね、の待機児童の解消のめど、何人が、今申し込みがあつて、割り振りしてみたら、どのような形になったか、その報告を求めます。また、愛里保育園の場合、保育室については協議中ということでしたけれども、このことは議会広報、議会だよりを見てもいいですね、同僚議員が既に提案してはりますし、そして住民懇談会の記録にも協議を進めているという文言が残っています。1年のようたってるわけなんですけれども、相変わらず、そして9月議会では一步前進したなと喜んでいたんですけども、いまだ展望が生まれていない。来年度にはこれ間に合わないってことになりませんか。答弁をお願いします。

そして、幼稚園での預かり保育なんですけれども、今までの幼稚園の預かり保育というのは、親御さんが急にね。用事ができたり、冠婚葬祭などなどの利用で、短時間、幼稚園の預かってくださる時間を延ばすという制度だったんですけれども、今、本当に待機児童を解消するためには、例として、日野町をご紹介します。

子ども支援課にお尋ねしましたら、保育ニーズの高まりで、モデル事業とし

でも既に預かり保育、延長する、時間をうんと。それも1日や2日じゃなくって、もう定例として時間を延ばしているということを教えていただきました。幼稚園ですけれども、4時半までとか、また、8時から2時までの、普通はそうですけれども、それを4時半まで預かるとか、今のは日野幼稚園です。必佐幼稚園におきましては6時まで延長をして、本当に待機児童解消のために頑張っておられるようです。

こういう先進事例に学んで、幼稚園の場合は定数にすごく空きがあります。半分ほどしかまだ埋まってません。そういうことで私は、これ直接住民の皆さんに要望として聞きましたから、こういう提案してるんですけども、豊郷は保育園に入れたい、もう、そのことは諦めざるを得ない。でも、パートに出て少しでも生活費を稼ぎたい、だって、若者はどんどん入ってきています、住宅ローンも抱えてはります。そういう点では働いて、そして子供をちゃんと育てたいというのが親御さんの願いだと思っんです。でも、いざ預けようとするとも保育園に空きがない。だから家にいるしかないというお母さんでした。そういう方々を救うために、ましてや今、子供の貧困というのが、7人に1人は貧困と言われている、そういう時代にあつてね。若者を支援する、そして子供を本当に健やかに、そして楽しい園生活を送ってもらおう。そういう展望が生まれると思っしますので、この件を早急に検討していただきたいと思っします。

それと、事故防止のための詰め込みによる質の低下云々は当たり前のことです。答弁はちょっとピンとずれてるなと思ってるんです。嘱託、臨時、支援員にも、それでは、どのような形で、どんな時間体に研修を保障しておられますか。なかなか、保育園というのはそういう時間が取れないというのが現状です。自治体キャラバンというのが町に訪問しましてね。保育団体の方々がこういうチラシも町に届けていますけれども、本当に、四六時中目を離せない、そして実務をする時間もない。そんな中でけがをしないように見守りながら頑張っている現場の皆さんの声をもっと真剣に聞くべきだと思っします。そういう点で再度答弁を求めます。

教育次長 議長。

河合議長 馬場教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

保育園の今現在の申し込み数なんですけれども、11月15日に締め切りをいたしました。今現在集計中なんですけれども、崇徳保育園につきましては90名ほど、愛里保育園につきましても90名ほどの申し込みがございます。幼稚園につきましては75名ほどの申し込みがございます。

次に、②の具体的な例ということなんですけれども、今現在は先ほど議員がおっしゃってくださったように、今までも検討するという答えをさせていただいております。今現在も、県の方にいろいろと変更のやり方を確認しながら、現在は、あそこはもともと複合施設でございましたので、デイの施設を保育施設に置きかえるということを前提に、では具体的にどういうふうにしていくのかということを検討している段階でございます。

③につきましては、議員の方で住民さんの方からそのような声、幼稚園の預かり保育をとという声を聞いたということなんですけれども、こちらの方で幼稚園の方に直接、そういう声を聞いたことがあるかということ園の先生全てに確認をしましたところ、園の先生もそうですし、教育委員会にもそういう声は届いていませんということをお答えしておきます。

④の研修につきましては、保育園、幼稚園ともに独自研修はもちろんしておりますが、県内研修とか全国研修に参加していただいた方からの復命書を回すことで、全職員への資質向上の機会といたしております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは再々質問をさせていただきます。

待機児の見通しというのは、これでは、現時点では答えられないということなんですか。申し込み数はお聞かせ願いましたけれども、保育士の配置とかそういうので、待機児になるかどうかは決められると思うんですけれども、それでは、それはいつ頃、具体的に議会に提示ができますか。お願いします。

また、愛里保育園の保育室増室については、これは見通しは明るい、暗い、どちらでしょうか。

そして、幼稚園での預かり保育なんですけれども、先ほどね、日野の例を出しましたけれども、全国にはもう、このようにね、どんどん幼稚園も、保育時間を延ばしていく、そういう傾向が生まれていると思いますので、教育委員会としてもぜひ調べていただいて、そして導入できるかどうか検討を始めていただきたいと思います。

また、復命書で各職員間の研修は済ましているということなんですけれども、本当に保育の現場は、なかなかみんなが一緒に寄っての研修というのができないというのは重々知ってるんですけれども、それでもやっぱり、子供たちの安全確保、豊かな保育、そして親御さんとのかかわりなどなどを学ぶために、正

職の方は意外とそういうチャンスがあるんですけども、臨時や支援員さんにはなかなか順番が回ってこない、こういう現状かと思imasuので、その辺の、全職員に勉強していただく、経験、交流していただく、そういうことを考えるかどうか、お答え願います。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

まず、次年度の待機のことではありますが、今精査しているところであります。見通しについては確定次第、また議会等でもお知らせいたしたいと、こういうふうに思います。

また、2番目の保育園の増設の関係ではありますが、明るいか、暗いかということですが、今、グレーであります。

3点目の、幼稚園の延長の方ではありますが、これは現場とも協議、また今後していきたいと、こういうふうに思います。

4点目の研修の機会ではありますが、先ほど文書での報告、回覧はいかなものかという話もありましたけど、全員が一斉にとりますと後補充、それこそ質の低下、あるいは子供の安全を確保できなくなるかと思imasuので、研修をどういった形でしていくのが一番理想的なのかということ、今後とも、園長とも協議をしていきたいと思imasu。

以上です。

河合議長 高橋さん、次の質問、どうぞ。

高橋議員 続きまして、学童保育についてお尋ねします。

これについては、来年度の入所申し込みも、こちらはまだ確定していないということだったんですけども、入れない、例えば4年生になると、やっぱり順番、1、2、3年生から優先順位がありますから、4年生は外されるということをすごく不安がっておられる親御さん、実際におられます。そういうことが起きそうかどうか、これを答えてください。

それから、指導員さんの相談、実態報告などは、ミーティングや連携をとってやっているということでしたが、私も実際にその現場を見てもみたら、やはり、いまだに一人ひとりのロッカーすらない、かごにぼんと置いているという感じの学童の状態です。そして、これは民生児童委員さんに訴えておられたらしいんですけども、電灯が切れてもなかなか直してもらえなかったとか、備品が十分で、備品というのは子供たちの遊ぶ、そしていろんな、体を鍛えたりする、そういうものなんですけれども、そういうのも十分ではないとかお聞

きてますけど、こういう声は届いたか、届いてないのか。そして、指導員さんが、やっぱり見守るだけじゃなくって、声かけとかトラブルへの対応、保護者への力量をつけていく、こういうことが本当に求められているんです。そういう点でもっと、よその事例を知ったり、そして学童支援同士、委員同士が交流する、こういう全国の大会などがありますので、そういうところにも派遣するということも考えた方がいいんじゃないかと思っただけの提案ですので、お願いします。

そして、指導員さんは毎日記録をとってはるんですよ。本来ならば、ちゃんとした部屋があって、人の目に触れないところでちゃんと管理ができる、そういうのが大事かと思えますけれども、おっきなテーブルの上にファイルみたいなが置いてありましたので、そういう本来の姿の学童施設、これも議会の広報に載ってて、ちゃんと以前から議会も求めているんだなというのを見たんですけれども、例えば一番近くって、多賀の2階建ての学童施設などは、本当に学校とは離れて、ただいまと、家に帰る感覚で放課後をゆったりと過ごせる、そういう環境にある、それもぜひ参考にさせていただいて、もっと子供たちが伸び伸びと、そして安全に楽しく過ごせる専用の施設、具体化を急速に進めるべきだと思います。答弁をお願いします。

以上です。

教育次長

議長。

河合議長

馬場教育次長。

教育次長

それでは、高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、4年生。今現在は先ほども申しましたように入所の申し込みの案内を配っている段階で、受付もまだしておりません。そのため、4年生になると入れないかもしれないという仮定のお話につきましては、現在、答弁は控えさせていただきたいと思います。

それと、電気とか備品が不十分であるというようなご質問でしたが、それらにつきましては先ほども申しましたように、学童の担当の職員が、毎日うちの教育委員会の担当の職員とミーティングをしておりますので、その中で不足分につきましては購入等をして補充をしております。

次に、4番目の研修の関係ですけれども、議員がおっしゃってくださった全国大会等に参加してはどうかということで、今現在は県が主催となっております滋賀県放課後児童支援員等資質向上研修に参加しております。今、議員がおっしゃってくださった研修も、今知りましたので、そういうものに参加できるかどうかということ、今後確認して検討していきたいと思っております。

学童の施設の関係ですけれども、現在、教育委員会では同一施設の中で、安全・安心ということを第一で考えておりますので、学校と同一敷地内であることが一番いいと考えております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、学童につきましてはね、こういう住民懇談会での記録にも残っています。そして同僚議員が議会で提案している、答弁も残っているんですけども、専用の学童保育施設を検討しますという文言、ちゃんと載ってるんですよ、これがありながら踏みとどまっている、全然前進しないというのはどういうことなんでしょうか。やはり、それも一度や二度ではないです、働く女性の子育て応援をということで、本当に議会もたびたび皆さんに提案をし続けているわけじゃないですか。そういう点で、9月議会のときには、教育長はこういう、学童保育の現状を知ってますかって言ったら、甲良の敷地内でやっているのを見ていましたとおっしゃいましたけれども、皆さんも、町の職員さんも働く親御さんです。だから安心して、もっと伸びやかにね、ちゃんと自分のロッカーぐらいはある、そういう環境の、ほんまもんの学童保育というのを検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 それでは、高橋議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

専用施設の件であります。どこら辺で今教育委員会がちゅうちょしているかということですが、1番は保護者アンケートの、前の議会でもお答えさせていただきましたけど、8割の保護者の方が「今の場所がいい」というアンケート結果をいただいています。それが一つ大きなこと。2番目が、今のやり方でもって、どこが問題とかいうよりも、今の施設のところであることによつて、簡単に言いますと、学校と学童クラブの方の連携がすごく深まっている、日常あったことの報告、あるいは小さなことですけど、子供が、宿題とか用具を忘れた、それも職員室の先生に言って行ける、また、職員室の先生も、今日あったことをプリントに書いて保護者に知らせるんじゃなくて、迎えにこられた時間に話せる、そういったことを、やっぱり現場では一番、連携がやりやすい、近いところにあるのでやりやすいという意見をいただいています。そういったことをトータル的に考えていく中で、今ちょっと、ちゅうちょしていると

いう状況でありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

河合議長 高橋さん、ほかの質問を許します。

高橋議員 大型宅地開発に関することなんですけれども、一応ね、こういう戸数は知らしていただきました。戸数が足りないから、そのまま町としては何もしないというのは、本当無責任だと思うんです。例えば私の下枝の場合ですけれども、30から50件ぐらいを想定した会議所しかありません。これ、住民みんなが寄ろうとしたら全く実現できないんですよ。そしてほかのところも、戸数がちょっとずつの開発、だから手が出せないという返答を住民懇談会でね、私いただいたことがあるんですけれども、でも、トータルして50件、100件近くになった場合には、何かのときにぱっとその近くに寄れる集会所とか、また、広場などは絶対必要だと思うんですけれども、開発業者任せではなくて、町としても1枚かんで、住民の安全、そして住民のコミュニケーションをちゃんと保つための、そういう集会所について何らかのアクションを起こしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

そして、公園とかがあるとおっしゃいましたね。私、見に行きましたが、公園なんていうもんじゃありません。遊具もないし、そして、ただの空き地的なものが公園として地図上はあらわれてきたので、本当にびっくりしました。こういう現状もちゃんと見に行かれて、本当にこういう大型の開発地があちこちにできたうちの町としては、もっとこういう点に力を注ぐべき時期が来てるんじゃないかと思うんです。そして、宅建業者のホームページなんかを見てますと、こうあります。第1の宅地業者は、良好な環境の住宅地を造成する責任があり、宅地だけの売り逃げは許されるべきではないという点については、宅地業者に良好な環境を維持するための生活関連公共施設の供給を任せるときに、効率性の観点から見て過小供給になるかどうかを基準にして判断するべきだ。良好な環境の住宅、団地を造成する責任は、究極的には地方自治体にあると考えるべきですなどと、ちゃんとホームページなどに載っているんです。というので、業者にお任せじゃなくって、困っている実態、自治会、あると思うんですよね。そういう点で、町としての今後の見解を求めます。

また、交通事情につきましては、特に下枝と沢がつながったあの団地におきましては、そこそこ大きな道に出るためにはたった2本しかないんです。災害時なんかになると、奥の人なんかは大変な思いをして逃げなきゃいけない。沢の方に抜ける道がありませんので、そういう現状も、もっと町は認識して動いていただきたいと思います。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の再質問にお答えします。

まず、遊具がない公園、沢のところだと思うんですけども、宅地開発のときに、横に調整池があるんですけども、調整池の一部を兼ねた公園ということで、地元協議のときに、公園の遊具は設置しない方向で進めてよろしいかというところで、地元がそれで了解しておりますので、今現在、遊具がないという状況です。

あと、今後の宅地業者への指導についてなんですけども、まずは、開発するときに地元の了解なくしては開発はできませんので、地元の開発のときに区長さんとかの承諾も要りますので、そのときに、集会所を欲しいということをお願いいただければよろしいかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

地域整備課からは以上です。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 私の方からは、災害時の避難経路の関係で再質問を受けたというふうな思いで答弁をさせていただきます。

開発地におきましては、先ほど申しましたように区長さんとの協議をまたしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑。

高橋議員 それでは、地元の了解を得たとか、ありましたけれども、こういう地元との協議の様子などは議会に提示ができますか。そして、今後はという感じの答弁だったように思うんですけども、たちまち、集会所に住民が寄るに寄れないようなこういう実態があるということは、町も認識はしてくださっていると思うんですけども、それならば、町としてどんなふうに援助しようか、そういうことの検討に入るのかどうかについてお願いします。

そして、交通事情のことの答弁がなかったですね。とにかく細長い、100軒ほどの団地ができました。それについて、何かのときに、逃げようにも逃げられないような、あんな開発がよう許されたなと思うんですけども、そういう点は現場をご存じかどうか。そして避難経路などを町として考えるのか、考えないのかなどについてよろしくお願いいたします。

地域整備課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の再々質問にお答えします。

避難場所の件なんですけども、カルミアタウンの一番奥のところ、調整池の横に通路がありまして、人と自転車が通れるような通路が確保されています。その通路を通って、裏の里道から、今は砂利道なんですけども、通って沢の方に行けるような仕組みになっております。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは高橋議員の再質問、集会所の部分について私の方からお答えをしたいと思います。

集会所につきましては基本的に、当然、字の方で管理されておられまして、広い狭いが、字によっていろいろあると思います。工夫しながら使っておられると思いますので、そういう認識でおります。万一、集会所の建てかえとか、したいということがございましたら、毎年、区長会でもご案内しておりますけれども、いろいろな補助金がございます。現に、よその字では自分たちで集会所を建てるということで、一生懸命認可地縁団体の認定に向けて動かれ、補助金の申請をしておられるところもございます。そういうこともございますので、もし必要と考えるのであれば、地元の自治会の方で動いていただきまして、ご相談いただけましたら、いろいろお手伝いができるかと思っておりますけれども、こちらの方から、手狭やと思われるのでどうこうと言うて、こちらからお声をかけるということにはございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 高橋さん、次の質問。

高橋議員 はい、議長。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 すみません、議長、教育委員会を旧校舎群に残すことについてのところに戻らせていただきます。読み損ないしましたので、はい。

この教育委員会を本庁の方に持ってくるというのは、福祉担当との連携をとるためだなどという説明でしたけれども、そういう協議がされた日時、また、その協議内容などを議会に提示を求めたいと思います。私的には初めて聞いた言葉のように思いますので。そして、こうなりますと、あの部屋がまた空き部屋になる、教育委員会がどいてしまうと空き部屋になる。また警備員なんかが必要となる、観光協会はきっと今でも手いっぱいだと思うんですけれども、そ

ういうところに委ねるにはとても大変な状況になるのではないかというのが想定されます。教育委員会はあそこでなぜいけないのか。そして、そういう理屈でいいますと、豊栄のさとに福祉保健センター的な機能を、あるじゃないですか。そういうのは許されて、教育委員会だけはより身近なところにいなければいけないという、そういう理由がわかりませんので、その点を説明してください。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは6番、高橋議員さんの質問にお答えします。

福祉の施設は、町民の声によりまして本庁舎の方に持って行かせていただきました。そして今回の教育委員会の中には、教育委員さんの懇談やら、いろいろな状況の中で、そして今日、いかにして福祉と子育て、要するに子供の教育とが一体化しているのは、これはもう今の世の中の実態であります。全部、子育て支援課とか、子育てというて、ほとんどの市町でそういうような課になっておりまして、しっかり連携していくことが大切だということ。それで、このような形で、これはもうずっと以前から提示させていただいているものでございます。そういうことをご理解のほどよろしくお願いいたします。

それと、観光協会におきましては今現在も旧校舎群の管理はさせていただいておりますので、ご理解のほどお願いしますとともに、空いたらどうするかというたら、空いたら、またいろいろな、使いたいという方がたくさんおられますので、そこらをしっかり、その施設の目的に合ったとこに使っていただければなど、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

河合議長 高橋さん、再々質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、福祉担当が教育委員会と一体化でやっていく時期が来ているということだったんですけれども、そういう決断に至るまでにはね、福祉分野の方からの意見が出る、教育委員会も意見を出す、そこでいろいろな検討などをなさった経過があると思うんです。それを知りたいので、そういう議事録を議会に提示することを求めますが、いかがでしょうか。

河合議長 議長。

総務課長 北川総務課長。

河合議長 高橋さん。

総務課長 それでは、再々質問にお答えしたいと思います。

今、議事録等のお話がありました。先ほど町長申しましたように、冒頭の住民の皆さんとの懇談の中から、計画当初からそういう話があったというふうに私は認識しておりますし、また、庁舎内の職員の中でも議論があったというふうに考えておりますが、議事録としては残っておりませんのでよろしく願いいたします。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましても、昨今、連携の必要性を感じております。特に医療保険課、そして保健福祉課との連携は大事だと思っておりますので、より近いところであればということをお願いしております。

以上です。

河合議長 高橋さん、次の質問。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 空き家対策について、具体的な数値、いただきましたけれども、これも議会の広報を見ますと、平成28年3月の時点で98件です。それが今132件と、うんと増えていますよね。そして、その中でいろんな手だては打っているけれども、やむを得ない返事があったような気がしますけれども、このように具体的に悩んでいる方が、私、直接聞きましたし、この方は毎年毎年、住民懇談会用の、各家に配られますよね、アンケート用紙が。あれに、たんび書いてるけども、ちっとも前進がないということで、私に委ねてられました。そういう点では、どこだというんでしたら、本人の了解を得てお伝えしますけれども、とにかく崩れそうな危険家屋は、たちまち何件なのか、そしてそれについては、そのご家庭とはどの程度の詰めをしていらっしゃるのか教えてください。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、高橋議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、今崩れそうで危険な建物ということでしたけれども、それにつきましては、以前は2件あったんですけれども、1件は今年度に解体をしていただきましたので残り1件ということで本町では把握をしております。また、いろんな懇談会で要望されておられるというおうちのことですけれども、具体的に、また場を改めて言うていただければ、基本的には、ご相談のあった物件につい

ては全てのおうちを、現場を確認して写真を撮って、郵便なりで所有者に送ったりもしておりますので、何も対策を打ってないということはありません。また、改めて具体的な物件をお教えいただければ、どういう対応をしたかということはお答えできると思いますので、お願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、私たち議員も空き家対策の勉強会とか行かさせていただきました。本当にいろんなやり方で、解消に向かって頑張っておられるみたいですよ。

その中で、まず、町に窓口、こういう相談の窓口を開設するということ、広報などでもっと知らせてね、町に相談しやすい体制をつくるのが大事かと思うんですけども、何々課の誰々まで、相談窓口はこちらでございまして、こういう検討はしていただけるのかどうか。

おばあちゃん、ある方は草むしりをしてはりましたので、放っておけないというのでね、自分の母親の実家だとおっしゃってたんですよ。暑々さなかに一生懸命草むしりしてはりました。隣近所に迷惑かかったらあかんからということやっておられたんですけども、その家については、余りにも道が狭いから、こんなところ、工事車両もなかなか来てくれんやろし、そして売ろうにも売れないだろうし、本当に途方にくれてはるといふ、そういう方を知りましたので、こういう方のことも含めまして、空き家で困っている方への相談窓口を町として設けることを提案させていただきますが、いかがでしょうか。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは高橋議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

空き家に関する窓口でございますけれども、現在でも企画振興課の方でやらせていただいております。固定資産税の課税証明が出る際に、全ての通知の中にチラシを同封させていただきまして、空き家の適正管理ならびに空き家バンクがありますよというようなこと等も含めまして、全て、空き家のことについては企画振興課に相談してくださいというふうに、全部にチラシを入れておりますので、それで周知をされているかと思っております。

また、先ほど具体例としてお話しいただきましたけれども、母親の実家の草刈りをする、これが基本的にはやっていただきたいことということになりますので、私どもに相談がありましたら、そういう相続権のある方に管理をしてい

ただくようにお願いをするということですので、今、議員のおっしゃった例につきましては一番適正な管理をされておられるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

河合議長 日程第3、議第66号地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案及び日程第4、議第67号豊郷町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例案を一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。村岸総務産業建設常任委員会委員長。

村岸総務産業建設

常任委員長 議長。

河合議長 村岸議員。

村岸総務産業建設

常任委員長 それでは、総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る12月5日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第66号地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案、議第67号豊郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案について、去る12月12日、委員6名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第66号の審議では、交通指導員等の報酬額について、派遣会社から派遣されている職員への対応や区別について質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第67号の審議では、制度適用による臨時職員の月額報酬と年間報酬の変化、日給や自給の計算方法等について質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第66号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 6 6 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第 6 6 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第 6 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 6 7 号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 6 7 号豊郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第 6 7 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第 6 7 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5、議第 6 8 号豊郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び日程第 6、議第 6 9 号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。北川文教民生常任委員会委員長。

北川文教民生
常任委員長 議長。

河合議長 北川議員。

北川文教民生
常任委員長 それでは、文教民生常任委員長より報告いたします。

文教民生常任委員会報告。去る 1 2 月 5 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 6 8 号豊郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第 6 9 号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の一部を改正する条例案について、去る 1 2 月 1 1 日、委員 6 名出席のもと、町長、教育長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

6 8 号の審議では、該当事業所について質疑がありました。質疑終了後、討

論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

続いて、69号の審議では、研修の受講について質問がありました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議ご苦労さまでした。

文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第68号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第68号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第68号は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第69号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第69号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第69号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議第70号豊郷町下水道事業の設置等に関する条例案から、日程第10、議第73号豊郷町下水道維持管理基金条例を廃止する条例案までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。村岸総務産業建設常任委員会委員長。

村岸総務産業建設

常任委員長 議長。

河合議長 村岸議員。

村岸総務産業建設

常任委員長 それでは、総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る12月5日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第70号豊郷町下水道事業の設置等に関する条例案、議第71号豊郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案、議第72号豊郷町下水道条例等の一部を改正する条例案、議第73号豊郷町下水道維持管理基金条例を廃止する条例案について、去る12月12日、委員6名出席のもと、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第70号の審議では、公営企業法適用後の今後の展望について、起債の償還などについて質疑されました。質問終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第71号の審議では、現在の臨時職員の雇用状況について質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第72号の審議では、質疑、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第73号の審議では、質疑、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質問を終結いたします。

これより議第70号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。議第70号豊郷町下水道事業の設置等に関する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第70号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第70号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

これより議第71号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第71号豊郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第71号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第72号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第72号豊郷町下水道条例等の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第72号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第73号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。議第73号豊郷町下水道維持管理基金条例を廃止する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第73号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議第74号豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案及び日程第12、議第75号豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。村岸総務産業建設常任委員会委員長。

村岸総務産業建設

常任委員長 議長。

河合議長 村岸議員。

村岸総務産業建設

常任委員長 それでは、総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る12月5日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第74号豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案、議第75号豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案について、去る12月12日、委員6名出席のもと、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

74号の審議では、指定給水装置工事業者の更新制度の新設について質疑がありました。質問終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

75号の審議では、水道技術者資格の取得状況について質疑がありました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上で総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第74号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。議第74号豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第74号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第75号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。議第75号豊郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一

部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第75号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は、この時計で10時半。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時30分 再開)

河合議長 再開いたします。

日程第13、議第76号令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。西澤博一予算決算常任委員会委員長。

西澤博一予算決算

常任委員長 議長。

河合議長 西澤議員。

西澤博一予算決算

常任委員長 それでは、予算決算常任委員会の報告をいたします。

去る12月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第76号令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)について、去る12月19日、委員11名出席のもと、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議では、全体を通して委託費の増減理由、補助金の内容の増額理由について、また、修繕内容についての質問がありました。総務課では手当増額の人数等についてでございます。住民生活課では、粗大ごみの回収方法や対応についての質問がありました。産業振興課では、農地中間管理機構についてでございます。人権政策課では、不動産売り払い収入の詳細等について。教育委員会では、防犯カメラの設置の内容について、また、聖火リレーの消耗費についての質問がありました。質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成少数で否決とすることに決しました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

予算決算常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありません。

んか。

鈴木議員 議長。

河合議長 9番、鈴木議員。

鈴木議員 それでは、予算決算常任委員会委員長の委員会報告に対する質疑を行います。

地方自治法第117条には、議会における審議の公正を期するために、審議事件と一定の利害関係を有する議員は、当該事件の審議に参加することができないという除斥制度が定められています。人的には、自己及び配偶者、議員個人にとって直接的かつ具体的な利害関係のある事件をいい、これらの者の一身上に関する事件等は、条例で定める財産の取得または処分、議決を有する公有財産の交換、譲渡などの財産に関する事件も同様であるとされています。それから見ると、今回の事案、公有地の、町有地の売却の事案、まさにこの除斥事件要件に該当する事案ではないかと私は思いますが、この除斥要件に該当するかどうか、委員長の見解を求めます。

2つ目は、除斥の時期については、法では、その関連議案が提案された時点で除斥するべきとされていますが、今回の事案は委員会の審議途中で、この事実にかかわっていることが判明をいたしました。特殊な事例ではありますが、少なくとも、採決のときには除斥を行うべきではなかったかとは思いますが、委員長の見解をお願いいたします。

河合議長 暫時休憩いたします。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時40分 再開)

河合議長 では、再開いたします。

西澤博一議員。

西澤博一 予算決算

常任委員長 ただいまの鈴木議員からのご質疑に対して、お答えをさせていただきます。

議員が発言された内容の話は、いろいろ委員会の中でございますが、付託された議案の内容とは直接関係ない部分については省略をさせていただきました。なお、先ほど報告させていただいた内容の委員会での質疑、答弁については、豊郷町議会議員の条例第27条の規定において、委員会記録として作成し、保存しております。

また、除斥の対象になるのかという話でしたけれども、除斥の対象にはならないということですので、改めて報告させていただきます。

河合議長 鈴木議員、再質疑はありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 議員必携に書かれております。「予算案と一体になっているものについては除斥の対象にならない」とありますが、その、予算案と一体となっている事案とはどういうものかという説明があります。ここでいえば、例えば、申しわけないですが、西澤清正議員が一時期商工会の会長をしておられました。その商工会の議案の補助については、これは除斥の対象にはならないと、こういう説明があります。

今回は、議員個人のかかわる一身上の問題である、これは委員会の中でも議員自身からもそのような発言がありました。今、事務局の方でどのような問い合わせがされたのかわかりませんが、再度、詳細な検討を、この議員必携に書かれている除斥の対象にならないというのはそういう意味です。例えば、町長がもう1つ出されているのが農協の理事をされていると、その農協への補助金についての審査については、これは除斥の対象にはならないと、こう書かれています。

もう一度申し上げますが、この除斥の対象になるのは、法117条では、除斥の対象は議長及び議員であって、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件、自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については参与することができない、法117条、その後の説明は、一身上に関する事件、先ほどは中略しましたので、全部読みます。

一身上に関する事件とは、議員個人または親族にとって直接かつ具体的な利害関係のある事件をいい、例えば条例で定める財産の取得又は処分、議決を要する公有財産も、この除斥の対象になるというふうに議員必携では説明がされています。今の回答は、除斥の対象にならないということでありましたが、ここでは、再度詳細な検討をお願いしておきたいと思えます。

仮ですが、除斥されるべき議員が加わってなされた議会の効力はどうなるのかという問題が次に出てまいります、それもこれに書かれていまして、除斥をされるべき議員または除斥をするべき議員でない議員が加わってなされた議決については、当然には無効とならないと解されるか、違法な議決であるから地方自治法第176条第4項の規定により、町村長において再議に付すべきであるとの昭和25年10月3日の行政実例が示されています。

今回は特殊な事例でありますから、この一般例が当てはまらないとは思いますが、少なくとも、仮の話ですが、除斥されるべき議員が加わってなされた議

決については、再議がなされる場合には推定有効が生きるというふうにされておりますが、いずれにしましても、再度この事案の、除斥するのかどうか、議会の方で私たちも含めて、再度、詳細な検討する必要があるのではないかと、詳細な検討を求めますが、委員長の見解をお願い申し上げます。

西澤博一予算決算

常任委員長 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一予算決算

常任委員長 再度、鈴木議員からの質疑に対して答弁をさせていただきます。

今、詳細な検討はどうかという話もございました。しかしながら、委員長報告は委員長である私に一任をされておりますので、ご了承願いたいと存じます。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員、再々質疑。

鈴木議員 委員長にして一任をいたしましたのは、委員会の審議内容の報告については一任をいたしておりますが、その中で生まれた疑念、検討すべき事項についてまでは委員長には一任をいたしておりませんので、私は、詳細な検討を議会で行ってはどうかということをお願いしましたので、再度その件について、委員長個人の見解でも結構でございますので、見解をお願いいたします。

河合議長 局長より答えを出してもらいます。

事務局長 議長。

河合議長 局長、どうぞ。

事務局長 すいません、鈴木議員の質疑にお答えしたいと思うんですけども、先ほど来、鈴木議員は議員必携とおっしゃいましたけれども、基本的には議員必携というのは総括的な文言でありまして、今回に限りましては県の議長会にも確認しましたところ、地方自治法第117条の中で、最終的に、先ほど読まれましたけれども、これらのものに従事する業務に直接の利害関係のある事件について、その議事に参与することができないと書いてあるわけでございますけれども、今回の事例について、県議長会の判断をどうか、協議しましたところ、直接の利害ということは、例えば、北川議員の土地を町が売り払いするわけではなくて、もともと町有地やったんで、ここに、業務に直接の利害関係があるということは思えないということで、除斥の対象から外れるということでございます。

以上です。

鈴木議員 議長、1点だけ発言をお願いします。

河合議長 はい、簡明にどうぞ。

鈴木議員 この場でやります。

河合議長 はい。

鈴木議員 私は議員個々の名前を一度も出しておりませんので。今、局長の方からは議員の具体的な事例が出されましたが、私は少なくとも、個々の議員の名前を出して質疑をしておりませんので。

もう1点は、ですから、それはわかるけど、議会でも再度検討を行ってはどうかと提案をただけですから、検討もしないという、局長が答えるのもどうかとは思いますが、これはもう要望だけにしておきます、議長。

河合議長 ちょっとよろしいですか。こういうような事例は事務局が説明をするということになってます。

鈴木議員 わかりました。

河合議長 また確認してください。

鈴木議員 はい。

河合議長 それと、今の北川議員の名前は議事録から削除しましょうか。どうですか、皆さん。削除しますか。

今村議員 公人だから名前出さない。

河合議長 よろしいですか。いやいや、今、鈴木議員からのご指摘があったので、議事録にそのままよろしいですか。

今村議員 いいですよ。残してもらわな。

河合議長 そうしたら、さわりません。

ほかに質疑ありませんか。

今村議員 はい、質疑。

河合議長 今村さん。

今村議員 今、除斥の対象にはならないと言いましたけれども、私は、この町有地の売り払い、予算というのに対して、予算決算常任委員会では、北川議員が、自分とこの資材置き場に使ってるところやということを自分がおっしゃいました。そして町長も、新聞の報道によりますと、6年前から把握していたが、これまで手を打ってこなかったのかどうかわからない、こんな違法な町有地の占有状況を知りながら、今回それを議会に、何ら事前に説明・提示もしない、説明責任も果たさない、こういった中で、委員会で発覚しても知らないとしらを切った、こういった事案を、一番、利害関係って、ここに書いてあるのは議員が顧問を務める会社の資材置き場、その顧問を務める会社の代表取締役は誰かと、

親族じゃないですか。そんなこと、利害関係がもう、見え見えにありありのところをね、これが入らないということは、除斥にならないということは、町民の皆さんから見たら、議会もこういったことに対してきっぱりと、行政に対して筋を通さないと。議会は、それを知ったからそういうことを、逆バージョンで提案させてもらって、委員長もそういう立場に立てば、当然除斥の対象になるんじゃないですか。委員長、また議長もどう思ってるんですか。

西澤博一予算決算

常任委員長 議長。

河合議長 西澤博一委員長。

私は公平な立場やから、個々には言えませんよ。

西澤博一予算決算

常任委員長 今村議員の質疑にお答えいたします。

今、鈴木議員から、また今村議員からの質疑がありました。今、山口事務局長が答えた答弁のとおりでございますので、以上です。

伊藤町長 議長、よろしいですか。

河合議長 町長。

伊藤町長 発言を訂正させてもらわないかんの。

河合議長 どうぞ。

伊藤町長 それでは、今、今村議員さんの質疑の中でちょっと発言がありましたので、訂正させていただきます。

この町有地の件につきましては、即、答えを求められたので、その時は、ちょっと日時がわからなかったんですけども、これは去年、おととしかきおととしか、去年、おととしだったかな、町有地を売却するときに、町有地の中に建物が建って、除却費も払うたらという中で、これを売却するかせんかでいろいろ議論をいただいた経緯があります。ちょうど後ろの田んぼ、二反ほど買われて、そこで町有地を売り払って、その方というお話をさせていただいたときにそういう議論で、それで、そういう土地があるかどうかの中で、調べたらその土地が出てきた、そしてもう1点、その近くに、隣ですか、それも町有地が売却せずに残っているということで、それで今回、その土地を、その当時の云々の話で、何で使っているんやという話があったで、私は知らないということをお答えしただけで、そういう意味でございます。それを今回出させていただきますので、どうぞご理解のほど、よろしく申し上げます。

河合議長 今村さん、再質疑。

今村議員 いや、委員長の答弁がありません。除斥の。

西澤博一予算決算

常任委員長 さっきしゃべりました。

河合議長 はい、再質疑、今村さん。

西澤博一予算決算

常任委員長 今回の質疑には答弁してますので。

河合議長 どうぞ。

今村議員 その質問には答弁してないやん。

河合議長 棄権ですか。どうぞ。

今村議員

今回の問題は、私も、そういう分譲残地があったというのを知らなかったの
で、この新聞報道では、ずっと知っていたけれども状態を放置したままやって
きたみたいな形になっていますが、この町有地の問題で、当委員会、予算決算
常任委員会に、これは町が補正予算として議案を提出しているわけです。こう
なると町の、私はすごく行政の怠慢が非常に見えているんですが、でも、先ほ
ど申し上げたのは、そこに一番関係している議員がこの議案の審議、採決に入
るということは、私は、先ほど鈴木議員がおっしゃったように、これは地方自
治法に抵触すると思うんです。そういうことを、これは豊郷も法令に沿って、
行政も当然ですよ。法令に沿ってしか仕事できないので、怠慢で放置してき
たわけですがけれども、そういった中で議会がこの問題を掌握した限りは、関係
する議員に関しては、議会としても除斥、当然その議会を代表する議長が言う
べきことだと思うんですが、そういった対応をするのが、今この場で開き直
って、除斥しないでやった採決が効力無効になったら、さらなる、今後の町有
地の売却がまた遅くなる。そういったことを含めたら、やっぱりちゃんと、先
に仕切り直しするための正常な議会運営をしていくのが本来、豊郷の住民に付
託された町議会の責務だと思いますが、そういったことで、私は除斥をするの
が当たり前だと、法的にはそういう立場でやるべきだと思いますが、委員長な
らびに議長はそのことについてどう思うのか。再度答弁ください。

河合議長

よろしいですか。私個人としては、今、今村さんの発言の中にも、これは予
算決算の中での、初耳でしたかね、今、自分でここで発言されましたがね、そ
の初めての内容をいつ、誰が、どこで知ったか、私は逆にそれを聞きたい。行
政も知らん、我々も知らん、それが上がったんでしょ。町有地払い下げに、予
算に。

今村議員 行政が知ってたなんて言ってないよ。

河合議長

いやいや、行政もこの何年か前までは知らなかったんでしょ。これ、急に降
って湧いたような話と違うの。今村さんらは常に、行政のことは常にこう、毎

回毎回慎重にあさってくれていろんな議案を上げてくれるんやけど、今回、予算決算で初めて見えたんでしょ、どこですかと。それが現職の議員さんの使用の町有地であったことが判明されたでしょう。それでこう、わーっとなって、当然のことなんやけど、私はここの、いつどき、どこで、誰が、これを、話を持ってきたか。おそらく行政の方は知ってるか知らんか知らんけども、この中の誰かが提案されたのか。一般住民からは私は来ませんと思いますよ、こういうことは。我々議員……。

今村議員 聞いているのは除斥するかどうかやから。

河合議長 いやいや、ちゃうちゃう。今村さんに対して言うてるのは、今、これはね、先ほど局長も述べたとおり、利害関係、今、私は一議員を何も擁護してませんよ。公平に言うてますよ。ただ、利害関係では、金銭はまだ発生しておりません。

今村議員 違法性が、事実、確定してるんです。

河合議長 だから私は今、この討論の前に、北川議員には除斥を命令いたします。それでよろしいですか。

それで、この問題どうですか。わしが言うたこと、いつ知ったんですか。予算決算の当日でしょ。

今村議員 私は、除斥に対して議長と委員長の見解を再度聞きたいと言ったのね。

河合議長 いや、だから知ったことをそうやって言うたから、私はこの、あなたの質疑に総合して今答えたんですよ。

今村議員 だからそうだとしたとしても重大な事実ですよ、それは。だから除斥が本会議では必要じゃないかということを知りたい。当たり前じゃないですか。

河合議長 いやあ。

今村議員 地方自治法に照らしたら当たり前のことじゃないですか。法的根拠があるから言うてるんですよ。

河合議長 だから、こちらはそれなりに、今言うたように、終わったら、討論の前に本人には退席してもらいます。それでよろしいですか。

今村議員 退席してもらおうんですね。

河合議長 それはもう、討論の前から考えてましたので。

今村議員 そうですか。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

西澤博一 予算決算

常任委員長 議長。

河合議長 西澤委員長。

西澤博一予算決算

常任委員長 今村議員の質疑にお答えいたします。

先ほど質疑したんですけれども、何か、どういう行き違いがあったか知りませんが、先ほど山口局長が答弁したとおりでございますので、その点よろしくお願いいたします。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま挙がりました北川議員、退席をお願いします。

北川議員 (退席)

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

それでは、議第76号については、今村恵美子議員ほか修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは、議第76号令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）に対する修正案、修正動議、提案説明をいたします。

今回の修正内容につきましては、説明の方を見てもらうとわかるんですが、これ歳入で、財産売払収入というところで、補正予算を、今回の町有地売払収入のうち、これは4件、町としては提案されていますが、安食南と高野瀬地先なんです。安食南の2件について町が予算化された288万円。これを減額するという修正を、今回提案させていただいています。それではこの修正についての提案説明をさせていただきます。

この町有地売払収入の減額修正案は、町有地売払収入予算288万円の減額をする中身です。具体的に言えば、町有地2筆分、安食南字中野389-10、同安食南字中野の389-11の売り払いの補正を町は出しましたが、この町有地の現況は、北川町議が顧問をしている会社の資材置き場や車両などが、違法占有として数十年にわたり行われており、売り払いに当たっては当然、町は撤去を求め更地にして公募売却をすべきですが、今日に至っても違法占有は続いています。また同時に、さらに安食南字中野389-18においても同様な違法専有が、今回私も、法務局で調査しました中で発覚してきました。これも続いている現状で、現状このような補正予算は、法令に照らしても非常に問題性が高いので認められません。

次に、問題点を3つ指摘いたします。1番目、去る12月9日、予算決算常任委員会審議でこの問題が発覚しましたが、町長、課長の答弁では、委員会では知らなかったという答弁しかありませんでした。しかし、後日の新聞報道ではもう6年前から知っていたと。

伊藤町長 さっき訂正したで。

今村議員 でも、そういう報道も出て、訂正でしたらちゃんと名誉棄損で訴えてください。町長はそういうことも報道されておりますが、これは議会に対する説明責任、これが非常に欠如している。また、議会軽視のこういった行為は偽証と言われても仕方がない、そういったことも問題としています。本来は補正予算を上げる前に議会に対して説明するのが、今回こういう事由でこうするんやという話をするのが当たり前ではないでしょうか。

2番目の問題点、これは行政責任です。豊郷町の財務規則第176条公有財産の管理、また、同177条公有財産台帳、こういったことが規定されています。これは所管、財政主幹、総務課長が、そういう公有財産は適切に管理しなくてはならない、公有財産台帳も適切に、現況を把握しながら、適時適切な管理をして、実態を明らかにしなくてはならないと書かれていますが、この町有地においては30年以上も放置されたまま、また同様に税務課でも、町で固定資産課税台帳もあります。現状を見て整備をしなくてはならない。現状把握をしてこなかった町のこういった怠慢が続けられたことは非常に問題です。これは歴代の町長、また、歴代の町職員の中では、この問題は公然の秘密として扱われてきたのではないかという疑問が出ます。本来、公有財産の維持保全は町の大事な仕事です。地代、賃料の請求も明らかにちゃんとすべきでは、当議会に対してもすべきではないでしょうか。

3番目の問題です。今回町が提示した売払予定価格、町長はこれまで、公共用地において、買収に当たって、一反450万円という法外に高いお金で買ったりとかしましたので、今回は鑑定士を依頼したということでお聞きしましたが、委員会の中で言われた、担当課長が言った、この事案に対する1平米当たりの値段は6,000円から9,000円、だから9,000円で、宅地を高く見積もっても1坪3万ちょっとぐらいです。しかし今現在、豊郷町の公示地価、2019年、坪平均5万から6万。今回、19年に民間が造成売却しているところの実態を見ると、坪6万、7万という実績などがありますが、そういうことを考えれば、町が売り払いする価格というのは、やはりそのときの時価、公示価格、豊郷のこういったことと連動しなくてはいけないんじゃないでしょうか。

同和対策事業で造成して地域改善、その起債はもう終わりました。同特法も失効して十何年です。こういった中で、こういう売却で町民の財産として、きちんと正規な価格に提示をしてやっていくのが町の責務だと思います。こういったことを考えたら、今回の安食南の補正予算については、そこを減額して、再度適正な価格設定のもと、売り払いの執行へと、再度仕切り直しをすべきだと考えます。そういったことで修正案の提案といたします。

以上です。

河合議長 これより、修正案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、ただいま提案されました修正案に対する質疑を行います。

修正案に対する質疑ですが、標準町村議会会議規則第43条、委員長報告等に対する質疑では、修正案に関しては事件または修正案の提案者および説明のための出席者に対しても質疑ができるとあります。この場合の出席者とは、地方自治法第121条の規定により説明を求めた町村長、その他の執行機関であると議員必携に記されておりますが、その立場から質疑を行います。

この修正案は、町有地の売り払い歳入を減ずるという提案でありましたが、まず執行部にお伺いをいたします。委員会が開かれたのが12月9日で、これがそうですが、翌12月10日の京都新聞、中日新聞にはこの件に関する記事が掲載をされました。委員会にはマスコミの傍聴がありませんでしたので、率直に言いますと、個人的な感想で言いますと、非常に早いなという印象を持ったわけでありますが、まず、この記事の取材を、いつ、どこで、何社から受けられて、同席者があったのかどうか。また、マスコミ関係者からどのような質問があったのか、わかる範囲で答弁を求めます。

それから、先ほどから町長何度も訂正をされていますので、訂正はきちっとしていただきたらと思いますので、質問をさせていただきますが、といたしますのは、京都新聞は、町は6年前に事実を把握とされていて、中日新聞は数年前からとなっていますね。これ、同じ取材を受けて新聞で違うんですよ。片方が6年前で片方が数年前、しかし事実を把握されていたことは事実ですから、どちらが事実なのか、先ほどから訂正がありますので、これは教えていただければと思います。その際、6年前か数年前かは別にいたしまして、どのような経緯でこの事実を把握したのか、これも教えていただければと思います。

3つ目は、これも京都新聞と中日新聞で全然違うんですが、京都新聞では、町長は「担当課が手を打ってこなかったのかどうか分からない」と、京都新聞

は書いているんですね、一方、中日新聞は、「数年前、町が視察をした際に」となっているんですね、視察をしたということであれば、手を打ったということになるんですが、これ、全然違うんですが、この掲載が。これも事実だけを教えていただきたいと思います。

数年前、中日新聞では町が視察したとされていますから、いつ、だれがどのような視察を行って、担当課が行ったと思うんですが、その視察の報告が町長まで上げられていたのかどうか、これも記憶の範囲で答弁をお願いできればと思います。

最後に担当課に質問をいたします。今回、原案で問題になっている土地の売り払いが予算化で提起、上程をされたわけですが、このような形で予算化をするというふうになった、どのような経過でそうなったのか。その説明をお願いいたします。

以上です。

伊藤町長

議長。

河合議長

町長。

伊藤町長

それでは、鈴木議員さんの質疑にお答えしたいと思います。

いつというのは9日の日で、終わってから即、担当の方に新聞社、京都新聞だと思いますが、ほんで、「来ておりますが」というので、町長室へ来てくれということで。急なことでしてなかなか、何年前やったかなというのはちょっとわからなかったというのが事実で、それで、そのときに数年前かな、三、四年かな、五、六年かなという話の中で6年とされて、それでずっと、今回の売り払いさせていただく、返却して払い下げ、その話もですけれども、私も、今村議員がおっしゃったように、両方ともそれは承知しておりました。それは3年前か、去年、おとしです、2年前になります。ここはちょっとあれですけれども、ある不動産会社さんが土地を買わはって、その前の土地を、町有地を売却するときに、議員の皆さんからいろんなご批判いただいて、それで売却が中止になったそのときに、町有地に、それやったら、おうちが建っていて、それが除却したのに除却ができていないという話の中で、この際町有地を、それやったら買ってもらおうかいうときで、それで一遍、町有地の方の、余ってるのやらどうなんや、一遍ちょっと調べようということで、これは前課長の、誰だった、名前、すぐ忘れるな。小川課長が、どうなんやちゅうて、一遍調べてよと言うて、ほんでずっとパトロールをやってくれて、私の方に上げていただきました。それでしっかり、また先方の方に撤去していただくようにということと、それからもう1つの町有地もどうなったんやいうことで、それでいろいろ

る手当として、町有地という看板を去年から立てていただいて、それで、経過としては、これは町有地、この2カ所と、そして高野瀬の方の隣地線もあるさかいということで、今年度に入りまして、9月議会で補正予算を上げて、鑑定の、それで売却させていただくということでもあります。

そういった中で、これは余談になりますけれども、ああいう新聞記事が出た関係で、私の方に匿名で電話もありまして、家が建ってるけど、地べたはまだ町有地があるといううわさをずっと昔聞いたが、この際やで、町長一遍しっかり調査してくれという、そういうお言葉もいただきまして、今、担当課に指示して一遍拾い上げて、調べられるだけ調べてみようということで、今進めているところでございます。

それで、私としてはなんでこういう形になったか、それをしたら、町有地は欲しがっておられる方もおられるので、すぐに返していただいて、その分売却して、後はこれからどういうふうな形で、利用されている方に話をつけるかというので、今きっちり、弁護士と相談しながら進めさせていただいているというのが事実であります。

それと、鑑定価格云々がありますけれども、この、何か今聞いていますと、もう知っておられる方が相当あって、欲しいという電話がかかってきているみたいです。それで、鑑定価格も表示はできないのは、やはり鑑定は鑑定で最低価格ということになってきますので、それ以上で売却をさせていただきたいというのがありますので、ちょっとほんで、数字まで、ちょっと皆さん方に、これ、改良住宅みたいに買うていただける人が特定されていると、鑑定結果がこれで、お宅の土地はこんだけの価格になりますよという、そういう形のもので出せますけれども、今回は、やはり広く町民の欲しいと思われる方に買っていただくという形と、それと鑑定価格を上乗せするのか、しないのか。ここらもちょっと、内部での議論を今している状況ですので、そこらがあります。

以上でございます。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 鈴木議員の質疑にお答えさせていただきます。

分譲地の公売に係る経緯でございますけれども、今年の7月頃、購入希望の方が、南の分譲地について問い合わせがありましたので、その件で当課としまして調べましたところ2件ありましたので、その部分を、先ほども町長が申し上げましたとおり、9月補正で鑑定士さんに依頼させていただいて、12月に補正を組ませていただいた現状でございます。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質疑。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 何年前かというのをお聞きしたのは、これは私事になりますが、6年前ですと、課長は私の親戚になりますので、そういうことでございます。数年前ということですが、二、三年前ということ、これはこれで了としますが、要するに、前の小川課長のときに、ここで言ってる視察というか現状調査をしたというふうにはまず理解をしていいのかわかるかですね。そのときに「ここは町有地」という看板を立てられたと今お聞きしたんですが、立てたということですね。それだと、明らかにそこは町有地やと皆さん認識をされるということですが、何か、今のお話を聞いてますと町長の方にも匿名の電話が入ったり担当課の方にも入っているという、いろんな電話が入っているということなんですか、もう一度だけ確認しますが、ということは、もうその時点で、この数年前か何年前かはもうよろしいですけど、少なくとも町有地の看板を立てた時点で、そこに資材が置かれているという認識はあったということではないんですよね、経過からすれば。町有地という看板を立てたわけですから、その町有地に資材が置かれているということを確認したということではないのかわかるか。

それからもう1つは、簡単なことですが、担当課からありましたが、7月ぐらいに問い合わせがあって、町有地の看板が立ったところですか。そこはわかりませんが、買いたいという電話があったと。しかしその時点で、町有地にそういう資材が置かれているということが、もう認識してるわけでしょう。今の経過でいえば。それは、本来であれば、そこをきちっと整理をしてから売り払いをすとかいうのが、筋で言えば常識的なんじゃないかと思いますが、そこをそのままにしておいて、売り払いをするという予算を上程したようなことについては疑問を感じますが、その点はどうか。

3点目、最後にしますが、そういうことだと思んですが、京都新聞では、町長は、資材の撤去と使用期間の賃料を求める方針だというふうに、京都新聞にはそう書いてあるんですが、京都新聞でありますので、これを全部信用しているわけではありません。京都新聞にはそう書かれているんですが、今後どのような方針で臨むのか、その点の説明をお願いします。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、9番、鈴木議員さんの再質疑にお答えします。

先ほど申しましたように、小川課長がパトロールして、それで、あの資材を置いてある部分も町有地だと。そしてもう1つあるのも町有地だと、隣です。それも何か自動車が置いてあるとかいう話の中で、資材を置いてあるのはいろいろな経緯もあるという話でしたから、置いてない方に町有地という看板を、置かないようにということで、それで、経過がこうこうこうという話ですから、ほんなら経過は我々は知る余地はない、今後の対応ということで。けれども、そこはどけてもらうというて、課長の方は当事者に言いに行っております。

ただ、先ほど言いましたように、今日まで使うてる中で、どういうふうな対応をするかというのが難しいと思います。そういった中で、先ほどもいいましたように、こういう使用料か借地料か云々ありますけれども、やはり、弁護士としっかり相談しながら進めていかないかということ、相談はかけております。

それともう1つ、先ほども申しましたように、いろいろな流れの中でこういう形になったと思うんですけれども、そういうのを含めた中で、やっぱりこれ、対応していかなあかん面があるんじゃないかなということ、それも今、ひょっとしたら、出てきたらどうしたらええねやということ、今、弁護士とも相談をかけさせていただいております。以上でございます。どうぞその点、ご理解のほどよろしく願いいたします。

それと、整理せんとということでもありますけれども、それは、なんやったら返していただく、そうしたら即、皆さんに買っていただくようにということで、ただ、予算が通ったらしっかり、いついつまでにどけていただくようにという、そういう段取りをかけておりましたので、議員おっしゃるように、きちっと整理してからというのも、これも今おっしゃられると、そっちの方がきれいに、すかっとしていただかなというので、ちょっと反省はしておりますけれども、今後参考にさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いします。

河合議長 鈴木議員、再々質疑はありますか。

鈴木議員 最後に。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 1つだけ明らかになった事実の確認だけですが、数年前、小川課長の時代に小川課長がパトロールをされて、町有地でという看板を掲げて、資材の撤去を当事者にお願いをしましたと。しかし現状、今でもまだ資材が置かれているというのが事実なんだと、1つはっきりしました、ということを確認していいのかというのが1点と、それともう1点、どこまで踏み込んでいいのかよくわかりませんが、町長の方から担当課の方で、町有地に当たっているという、何か、

ちょっとわかりませんが、そういう、今調査をしているというお話がありましたので、どの辺の、答えられる範囲で結構ですので、どういう調査をしているのか、わかる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

以上です。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再々質疑にお答えいたします。

パトロールして、先ほど言いましたように、例の物件のところは皆さん思い出してくだりましたかな。その時に、町有地でありながら除却費も出してあるおうちが建ったままやいうことで、それで一遍、ひょっとしたら、他の町有地もそれになったらどうなんや、一遍ちょっとしてという、その時期ですから、これはしっかり、何年前というのは出てくると思います。そういった形が出てきて、そこで、これは町有地ですよと言ったら、いやいや、これはこうこうこうで借りているんやということで、しっかりしたらまた、仮撤去もしてもらわなあきませんねという話です。私の口からは、本人さんから聞いてくださると一番よろしいねんけどな、こうこうこうして、こうしてこうして置かしてもろてんのやと、そやけども、適当な時期にはしっかりどけてもらわなあかんということで、そういう形であります。

一方の、もう1つの緑地の件は、これもこうこうこうやでということで、これも今回しっかり、それは対応させていただくということであります。

それと、調査の方は税務課の方で今しっかりとやってくれております。1件ぐらいは、今のところ、発見したということの報告を受けておりますので、途中ですけど、これからまた出てくるかどうかちょっとわかりませんが、どうぞよろしくお願いします。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋議員。ちょっと待って、高橋さん、提案者になってるさかいに、ちょっと控えてもろたらどうやろ。提案者になってますので、控えてください。

高橋議員 控える？

西澤清正議員 提案者やから。

高橋議員 町長の答弁があったのを受けて。

河合議長 だから、提案者になってるから控えたらどうですかということ。

高橋議員 まあ、明らかにしますということで。

河合議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質問を終結いたします。
これより討論に入ります。まず、修正案に対する反対討論を許します。

議 員 なし。

河合議長 次に、修正案に対する賛成討論をします。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第76号令和元年豊郷町一般会計補正予算（第4号）に対する修正案に対する賛成討論を行います。
修正案で減額する部分は、委員会や、質疑の中でもさまざまな問題点が指摘された町有地の部分であり、その背景や経過がまだ不透明であり、減額は当然であると思ひ、賛成といたします。

河合議長 ほかに、修正案に対する討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようでありますから、修正案に対する討論を終結いたします。
次に、原案に対する賛成討論を許します。

議 員 なし。

河合議長 それでは、原案に対する反対討論を許します。

議 員 なし。

河合議長 ほかに原案に対する討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようでありますから。原案に対する討論を終結いたします。
これより、議第76号を採決いたします。まず、今村恵美子議員ほかから提出された修正案について、起立によって採決いたします。
本修正案に賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、多数）

河合議長 起立多数であります。よって、修正案は可決されました。
ただいま修正案が可決されましたので、次に、修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。
お諮りします。
修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、修正議決した部分を除く部分は、可決されま

した。

議第 76 号の審議が終了しましたので、北川議員の入場を許可します。

北川議員 (入場)

河合議長 それでは日程第 14、議第 77 号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)及び日程第 15、議第 78 号令和元年度、豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)を、一括議題といたします。これらについて、付託委員会委員長より報告を求めます。北川文教民生常任委員会委員長。

北川文教民生
常任委員長 議長。

河合議長 北川議員。

北川文教民生
常任委員長 それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る 12 月 5 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 77 号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)、議第 78 号令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)について、去る 12 月 11 日、委員 6 名出席のもと、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第 77 号の審議では、歳出で高額医療費の増額の経緯、基金積立金の減額理由等について質疑がされました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第 78 号の審議では、歳入で一般会計繰越金の減額理由について質疑がありました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議ご苦労さまでした。

これより文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 77 号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 77 号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第77号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第78号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。高橋議員。

高橋議員 後期高齢者、この数値に関しては問題はないと思ったんですけども、この後期高齢者医療制度そのものが、75歳以上の高齢者を国民健康保険から外して、特別に仕立てているということで、この制度そのものに反対するという立場で反対をさせていただきます。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議 員 なし。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第78号令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第78号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議第79号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案、及び日程第17、議第80号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第79号豊郷町特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、議第80号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

議第79号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例案は、条例等の一部改正とあわせ、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことから所要の改正を行うものであります。

改正の内容を申し上げますと、特別職の期末手当を0.05月分引き上げ、年間3.40月分に改正するものであります。また、改正の規定は令和元年12月1日から適用し、施行するものです。

続きまして、議第80号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、本年8月、人事院勧告が行われ国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が、国会において可決成立されました。この法律に基づき、国家公務員の給与改定が行われることとなり、これと同様の措置を講ずるため本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容を申し上げますと、職員給与について民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大学卒低卒業程度の職員の初任給を1,500円。高卒者職員の初任給を2,000円引き上げ、若年層については所要の改正を行うものであります。改定率は平均0.1%とする勧告により俸給表を改正するものであります。また、特別給、いわゆるボーナスについては、直近1年間の民間事業所の支給実績と比較して、民間の支給状況等を踏まえ、0.05月分を勤勉手当に配分し、引き上げ、年間支給割合4.45月分を4.50月分に改正するものであります。

なお、給与の改正の規定は平成31年4月1日から適用し、特別給の改正の規定は令和元年12月1日から適用し、施行するものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員 議長。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第79号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案について質疑を行います。

今回の地方の特別職、常勤特別職というのは町長と教育長に当たるわけでございますが、町長の報酬は月68万、教育長の報酬は51万3,000円、これで、特別職の常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部改正ということで、2号2項中、100分の167.5を100分の172.5に改める。また、その下の文書で、2号ただし書きの中で100分の172.5を100分の170に改めるといふふうにかかれていまして、これで期末手当は、金額的には前年の期末手当と、この改定による期末手当の金額は幾らになるのか説明していただきたい。

そして、附則のところを読むと、この改正後豊郷町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用すると書かれております。公務員の期末手当はもう支給されたんですけども、この特別職の皆さんの、12月1日から適用すると書いてあるんですが、もう支給されているのか。この前、議運で説明をお聞きしましたが、ここの12月議会が始まったのが12月5日ですが、開会5日前の議運、11月26日の議運になぜ提出がされていなかったのか、そのことはちょっと聞いておかないと、その分、まだ支給をしてない、改正部分はまだしてないって言うんやったら、それはそれで当たり前なんやけど、改正してるとなると、法の根拠なしに執行したのかという話にもなってまうので、ちょっと、その辺の流れだけをちゃんと説明してください。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、今村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、特別職の関係でございますけれども、0.05上がった部分につきましては12月27日の支給予定をしております。また、特別職と申しますのは、町長、教育長、それと議員の皆様だと認識をしておるところでございます。

初日に提出しなかった理由と申しますのは、国の法律案が可決・公布されましたのが11月22日でございます。11月14日、議案締め切りがございまして、25日が議運という流れの中で、その交付待つてせざるをえないということから、今回の初日には間に合わなかったということで、本日の上程となったということで、ご理解のほどお願いをしたいと思います。

また、金額でございます。金額の件でございますけれども、12月の、差額分と申しますか、27日支給予定では町長では3万9,100円上昇と、また、教育長では2万9,000円程度というふうに考えております。議員の皆様については9,000円程度というふうに認識をしております。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 ないです。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第79号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言をします。今村さん。

今村議員 議第79号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案に対しまして反対討論を行います。

やっぱり議会を、この議案の上程の仕方も、先ほど総務課長の説明聞きました、国会で法制、成立して、それからの施行の公布になるからというのはね、そんなんはその前から情報入ってるわけですよ。だから、可決してから考えるんじゃないと思います。わかっていることですから、12月5日に開会するというのであれば、そのぐらい管理職の皆さん、作業することがそんなに大変な作業ではないと思います。議運に間に合うようにちゃんと提出できると思います。こういった議会軽視の議案の町の執行の姿勢は非常に私は問題だと思います。

また、特別職の期末手当に関しては、基礎額の算定が、一般職員とまた違って、基礎額は報酬の1.15倍を基礎額にするというので、基礎額も引き上げられた上での、またこの一般職に比べたら非常に高い、100万を越す期末手当が出るわけです。町民感情としては、町民の給料は上がりませんし年金は下がっている中で、官民格差の是正というのは、今若い職員さんは安いので、職員の部分は、いろんな手当の引き上げとかそんなんで、是正していくのは必要だというのは認めるんですが、特別職に関しては、私はこんな、国がこういう公布をしたから一緒になって上げる必要はないと思うんです。そういう、やっぱり町民の皆さんの生活実態に合った特別職の報酬のあり方が私は必要だと思いますし、人事委員会報告を即、各地方自治体が全部受け入れてあるわけでもありません。それは、地方分権の時代、それを受けてどうするかを決めるのが、地方の対応の仕方です。そういった面では、私は特にこの特別職の、こういう引き上げに関しては納得いきませんので、反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第79号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議第80号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第80号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時。

(午前11時51分 休憩)

(午後 0時55分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

日程第18、議第81号令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)から日程第23、議第86号令和元年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第81号令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)から、議第86号令和元年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)までの各会計補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第81号令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ358万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を52億4,082万2,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金358万6,000円を追加するものであり、歳出では議会費18万5,000円、総務費82万7,000円、民生費108万2,000円、衛生費31万8,000円、農林水産業費18万6,000円、土木費22万8,000円、教育費76万円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では6ページ、款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金358万6,000円の増額を行い、歳出では議第79号の特別職の職員で常勤のものの給与に関する改正及び議第80号の職員の給与に関する改正に伴います人件費として、節2の給料、節3の職員手当等、及び給料職員手当に関連します節4の共済費について、款1議会費から款10教育費までの増額の計上をしたものであります。

次に、議第82号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を8億2,709万9,000円とするものでございます。歳入では繰入金9万4,000円を追加し、歳出では総務費9万4,000円を追加するものであります。

次に議第83号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算総額を3億3,003万5,000円とするものでございます。歳入では、繰入金4万円を追加し、歳出で下水道事業4万円を追加するものであります。

次に議第84号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,950万7,000円とするものでございます。歳入では、繰入金13万9,000円を追加し、歳出では総務費13万9,000円を追加するものであります。

次に、議第85号令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を6,789万4,000円とするものでございます。歳入では繰入金4万1,000円を追加し、歳出では総務費4万1,000円を追加するものであります。

次に議第86号令和元年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。第2条、起債の収益的収入及び支出の予定額は、既定の収入額に11万7,000円を増額し、収入総額を2億1,032万円とし、既定の支出額に11万7,000円を増額し、支出総額を2億4,642万5,000円とするものでございます。内訳では、営業外収益、営業費用をいずれも11万1,000円を増額するものであります。主な内容は、収入では他会計補助金を増額し、支出においては職員人件費を増額するものであります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費2,008万4,000円とし、第4条の他会計からの補助金については、職員給与費相当額を2,008万4,000円と定めております。

各特別会計及び事業会計の補正予算につきましては、議第80号の職員の給与改正に伴います人件費分といたしまして、歳入では一般会計からの繰り入れにより、歳出では第2の給料、第3の職員手当等及び給料職員手当に関連します節4の共済について、各会計についてそれぞれ増額の計上をしたものでござ

います。

以上、議第81号から議第86号まで一括してご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。
議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第81号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。高橋議員。

高橋議員 議第81号につきまして反対討論を行います。

これは議第79号に関連する補正予算でありまして、事務手続上おかしいということを指摘しまして、反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第81号令和元年度、豊郷町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、多数）

河合議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり、可決されました。

これより議第82号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第82号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって本案は原案のとおり、可決されました。

これより、議第83号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第83号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって本案は原案のとおり、可決されました。
第 8 4 号の討論を行います。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 8 4 号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって本案は原案のとおり、可決されました。
これより、議第 8 5 号の討論を行います。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 8 5 号令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり、可決されました。
これより議第 8 6 号の討論を行います。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 8 6 号令和元年度豊郷町水道事業会計補正予算(第 3 号)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 議第 8 1 号、議第 8 2 号、議第 8 3 号、議第 8 4 号、議第 8 5 号及び議第 8 6 号の可決成立に伴い、字句及び数字等の整理が必要となりますので、会議規則第 4 5 条の規定により、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を、私に一任いただければと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第 8 1 号、議第 8 2 号、議第 8 3 号、議第 8 4 号、議第 8 5 号及び議第 8 6 号について、字句及び数字等の整理を行い、地方自治法第 2 1 9 条第 1 項の規定に基づき町長に送付いたします。

日程第 2 4、委員会の閉会中の継続調査申し出について。議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は行財政問題、農業、商工業、土木ならび

に上下水道の整備、委員会研修について。文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は予算決算委員会研修について、議会広報常任委員会は広報編集委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。それでは、本日の会議を閉じます。これにて令和元年12月、第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時08分 閉会)